

議会運営委員会行政視察報告書

1 視察期間

平成26年7月23日から平成26年7月24日まで 2日間

2 視察都市

- (1) 三重県四日市市
- (2) 京都府亀岡市

3 参加者

加藤治吉委員長、高梨俊弘副委員長、芥川栄人委員、細谷修司委員、寺田幹根委員、
松野正比呂委員、鈴木喜文委員、岡實委員、山田安邦委員、小野泰弘議長、
増田暢之副議長

随員 門奈秀昭議会事務局長、吉筋達也議事係長

4 視察事項

- (1) 市の概況について(2市)
- (2) 議会改革・活性化の議会運営について(通年議会、対面方式、反問権、広報広聴委員会、議員提案による政策条例、議場での説明用パネル使用)(四日市市)
- (3) 議会改革・活性化の議会運営について(対面方式、反問権、広報広聴会議、決算審査の事務事業評価、議場・委員会室でのパソコン・説明用パネル使用)(亀岡市)

5 考察

次のとおり

四日市市 人口：312,539人・面積：205.58km²（平成26年4月1日現在）

1 議会改革・活性化の議会運営について（通年議会、対面方式、反問権、広報広聴委員会、議員提案による政策条例、議場での説明用パネル使用）

(1) 通年議会

四日市市議会の通年議会は、議会基本条例に規定し、平成23年5月から実施されている。通年議会の導入当時は、小規模な町村議会での導入はあったが、市議会では初導入ということであった。

四日市市議会では、地方自治法第102条の規定による定例会・臨時会方式を応用し、通年議会としたもので、同法第102条の2の規定による通年の会期ではない。平成26年度定例会の会期は、5月14日の開会から翌年4月30日の閉会までの352日間とし、定例会の開会に際し開く「開会議会」、従来の定例会にあたる「定例月議会」、従来の臨時会にあたる「臨時議会」、会期の最終日に閉会のため開く「閉会議会」により行われている。通年議会の開催イメージは、1年間の会期を有する定例会の枠の中に、これまでの臨時会・定例会に相当する開会議会・定例月議会をあてはめたといえるものである。通年議会導入前後において、議会期間の合計日数・本会議の開催日数は、ほとんど変わっていないとのことである。

会期を通年とする効果は、災害等の突発・緊急の行政課題が発生した場合、市長に臨時会の招集を要請する形から議長の権限で、より速やかに会議を再開することができること、地方自治法第179条の規定による専決処分を行っている議決事件を緊急議会で審議できること、また、これまで閉会中の委員会審査は手続きが必要であったが、常任委員会は会期中いつでも所管事務調査ができるようになったことなどである。

(2) 反問権

反問権は、議会基本条例に規定し、同条例運用規程により実施されている。範囲は、単に語句を聞き直す程度のもののほか、議員の考え方を質したり対案の提示を求める等の反論を含んでいる。対象は、本会議（代表質問・一般質問・緊急質問・関連質問・議案質疑）委員会、反問者の範囲は、もとの質問に対して答弁すべき者に限定されている。

反問は、答弁にあたり質問・質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴者にも議論が、わかりにくいものになってしまうことから、議員に対し質問の趣旨の確認をすることができるよう定め、議論を明確にするものであ

る。また、議論の明確化に加え、議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める反論も含み、これにより本会議・委員会における議論が深まることを期待している。

(3) 議員提案による政策条例の制定

四日市市議会は、議会活性化の一環で、議長の諮問機関として市政活性化推進等議員懇談会（市活懇）を設置された。市活懇は、市政・議会のさまざまな課題について、執行部を交えず議員のみで自主的に意見交換・情報交換・議員間討議を行う場で、議員提案条例の事前の議員間調整の場として活用され、議会改革を進めていく上で重要な存在であった。

平成17年度には、市活懇を発展的に改組し、常設の研究会として議員政策研究会（議政研）を設置された。議政研は、全議員で構成し、市政・議会に関する課題に対し、意見交換し、共通認識を図り、政策立案機能のさらなる向上を図るものである。毎年6月、議員・会派から研究項目を募集し、全議員でテーマを決定し、1年間かけ研究を進められている。

2 考察

四日市市議会は、早くからさまざまな議会改革に取り組み、その実績によって、今日、議会改革度トップの市議会として大変高い評価がされている。

今回の主な視察事項のうち通年議会は、これまで運用上の工夫で行われてきたものであるが、現在は、地方自治法の規定による通年の会期とすることもできる。本市議会では、通年議会・通年の会期の取り扱いは、現在のところは将来的な課題と考えるが、制度の理解を深め、研究していく必要があると認識した。反問権は、現在、本市議会で協議しているところであり、四日市市議会の運用規程及び運用方法は、協議事項として大変参考となるものであった。議員提案による政策条例の制定については、本市議会では、個別の検討会議において、条例策定のための協議・調整を試行錯誤して行っているが、今後は、市政活性化推進等議員懇談会・議員政策研究会の取り組み等を参考として、常設の政策研究の場を設置し、協議・調整していくことも検討していきたい。

四日市市議会の議会改革は、議会基本条例の3本柱である「市民との情報共有・市民参加の推進・議員間討議の活性化」について、積極的に取り組まれている。今回の調査事項以外にも議長の情報発信、市議会モニター、シティ・ミーティングなど多くの活性化策が行われている。本市議会においても、さらなる議会改革・活性化に努めたい。

亀岡市 人口：91,910人・面積：224.90km²（平成26年4月1日現在）

1 議会改革・活性化の議会運営について（対面方式、反問権、広報広聴会議、決算審査の事務事業評価、議場・委員会室でのパソコン・説明用パネル使用）

(1) 反問権

反問権は、議会基本条例に規定し、運用は議会運営委員会申し合わせにより実施されている。範囲は、質問・質疑の内容や趣旨の確認、政策提言など議員の発言に対する反問としている。対象は、本会議の一般質問（代表・個人）・一般質疑、委員会の質疑である。反問者の範囲は答弁者、反問に対する回答は発言回数・発言時間に含めず、発言回数・時間の計測のため反問に対する回答と質問・質疑は明確に区分し行われている。その他、理事者・議員・議長のルールも詳細に決められている。

(2) 事務事業評価の実施

事務事業評価は、平成21年9月の平成20年度分決算審査で試行実施し、平成22年9月の平成21年度分決算審査から本格実施されている。

目的は、決算を次の予算に、どう生かしていくかについて、事務事業評価が効果的な手法と考え、実施されている。

決算審査は、決算特別委員会を設置し、常任委員会単位の分科会で審査している。事務事業評価は、7月～8月頃、分科会で評価対象事務事業を選定、執行部に通知し、執行部は、評価シート（評価資料）を作成・提出する。審査は、評価シートに基づき執行部から説明を受け質疑、自由討議を行い、評価の合意形成を図る。結果は、執行部に評価結果を送付するが、決算に関する提言・付帯決議などを行う場合もある。

2 考察

反問権は、当初、論点を整理するための反問、いわゆる聞き直しの反問としてスタートされたが、これでは本来の反問とは言えないのではないかとの議員間での協議の結果、1年後の平成23年9月定例会から制限なしの反問とされた。この制限なしの反問とした経緯や反問権行使の実例は、大変参考となるものであった。本市議会における反問権の協議にあたっては、反問権付与後の議事運営に混乱を来すことのないよう十分協議しなければならないことを認識した。

事務事業評価の実施は、議会基本条例に規定された議会審議における論点の明確化、政策執行に対する議会の評価の規定により行われている。事務事業評価の目的は、決算審査

において、実施された事務事業の経済性・効率性・有効性などを議会が議論・評価することで、その結果を今後の事務事業の点検・改善・予算編成に生かされている。本市議会においても、決算・予算の連動をどのように行っていくかが課題であり、今後、取り組みが必要な事業と考える。

亀岡市議会の議会改革は、調査事項のほか常任委員会月例開催・政策研究会制度・フェイスブックの活用など先進的に行われている。また、議会基本条例運用の課題と議会改革の取り組みでは、内なる改革から市民とともに歩む改革とし、議会基本条例を積極的に検証・見直しているとのことであった。本市議会においても、今後、予定している議会基本条例の検証を行い、さらなる議会改革・活性化に努めたい。